

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙

公費負担の手引き

別冊

様式記入例・契約書作成例

令和5年6月1日

棚倉町選挙管理委員会

目次

1 選挙公費関係書類一覧	p3~p4
2 各種様式の記入例	p6~p35
<契約届出書(様式第1号~3号)>	
○様式第1号(選挙運動用自動車)	p7~p8
・ハイヤー方式	p7
・個別契約方式	p8
○様式第2号(選挙運動用ビラ)	p9
○公職選挙等執行規程第7号の2様式(選挙運動用ビラ届出書)	p10
○様式第3号(選挙運動用ポスター)	p11
<確認申請書(様式第4号~6号)>	
○様式第4号(自動車燃料代)	p12
○様式第5号(選挙運動用ビラ作成枚数)	p13
○様式第6号(選挙運動用ポスター作成枚数)	p14
<確認書(様式第7号~9号)>	
○様式第7号(自動車燃料代)	p15
○様式第8号(選挙運動用ビラ)	p16
○様式第9号(選挙運動用ポスター)	p17
<選挙運動用自動車使用証明書(様式第10号その1~3)>	
○様式第10号その1(ハイヤー方式)	p18
○様式第10号その1(自動車借入)	p19
○様式第10号その2(燃料代)	p20
○様式第10号その3(運転手)	p21
<作成証明書(様式第11号~12号)>	
○様式第11号(選挙運動用ビラ)	p22
○様式第12号(選挙運動用ポスター)	p23

<選挙運動用自動車に係る請求書及び請求内訳書(様式第13号及び別紙その1~2)>

【ハイヤー方式】

- 様式第13号(請求書 ハイヤー方式)…………… p24
- 様式第13号別紙その1(請求内訳書 ハイヤー方式)…………… p25

【個別契約方式:自動車の借入】

- 様式第13号(請求書 自動車の借入)…………… p26
- 様式第13号別紙その2(請求内訳書 自動車の借入)…………… p27

【個別契約方式:燃料代】

- 様式第13号(請求書 燃料代)…………… p28
- 様式第13号別紙その2(請求内訳書 燃料代)…………… p29

【個別契約方式:運転手雇用】

- 様式第13号(請求書 運転手雇用)…………… p30
- 様式第13号別紙その2(請求内訳書 運転手雇用)…………… p31

<選挙運動用ビラに係る請求書及び請求内訳書(様式第14号及び別紙)>

- 様式第14号(請求書)…………… p32
- 様式第14号別紙(請求内訳書)…………… p33

<選挙運動用ポスターに係る請求書及び請求内訳書(様式第15号及び別紙)>

- 様式第15号(請求書)…………… p34
- 様式第15号別紙(請求内訳書)…………… p35

3 契約書の作成例…………… p36~p42

<選挙運動用自動車に係る契約書>

- 参考様式1(ハイヤー方式)…………… p37
- 参考様式2(個別契約方式:自動車の借入)…………… p38
- 参考様式3(個別契約方式:燃料供給)…………… p39
- 参考様式4(個別契約方式:運転手雇用)…………… p40

<選挙運動用ビラ、ポスターに係る契約書>

- 参考様式5(選挙運動用ビラ)…………… p41
- 参考様式6(選挙運動用ポスター)…………… p42

1 選挙公費関係書類一覧

(1) 選挙運動用自動車の公費関係書類一覧

番号	書類名	様式	添付書類	提出(交付)先	方式
①	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	第1号	②の写し	町選管	ハイヤー方式
②	選挙運動用自動車使用契約書				
③	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	第10号(その1)		借入業者	
④	請求書(選挙運動用自動車の使用)	第13号	③・⑤	町選管	
⑤	請求内訳書	第13号(別紙)その1			
⑥	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	第1号	⑦の写し	町選管	個別契約方式
⑦	選挙運動用自動車使用、燃料供給、運転手雇用契約書				
⑧	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	第4号		町選管	
⑨	選挙運動用自動車燃料代確認書	第7号		候補者	
⑩	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	第10号(その1)		借入業者	
⑪	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	第10号(その2)		供給業者	
⑫	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	第10号(その3)		雇用運転手	
⑬	請求書(選挙運動用自動車の借入れ)	第13号	⑩・⑭	町選管	
⑭	請求内訳書(自動車の借入れ)	第13号(別紙)その2			
⑮	請求書(燃料代)	第13号	⑨・⑪・⑯・⑰	町選管	
⑯	請求内訳書(燃料代)	第13号(別紙)その2	⑰		
⑰	給油伝票の写し				
⑱	請求書(運転手)	第13号	⑫・⑱	町選管	
⑲	請求内訳書(運転手)	第13号(別紙)その2			

(2) ビラ作成の公費関係書類一覧

番号	書類名	様式	添付書類	提出(交付)先
①	選挙運動用ビラ作成の契約届出書	第2号	②の写し、 ※1、ビラの サンプル	町選管
②	選挙運動用ビラ作成契約書			
※1	選挙運動用ビラ届出書	第7号の2		町選管
※2	選挙運動用ビラ証紙	第7号の3		候補者
※3	選挙運動用ビラ証紙交付票	第7号の4		候補者
③	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	第5号		町選管
④	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	第8号		候補者
⑤	選挙運動用ビラ作成証明書	第11号		ビラ作成業者
⑥	請求書(ビラの作成)	第14号	④・⑤・⑦	町選管
⑦	請求内訳書(ビラの作成)	第14号(別紙)		

※・・・棚倉町公職選挙等執行規程で定める様式

(3) ポスター作成の公費関係書類一覧

番号	書類名	様式	添付書類	提出(交付)先
①	選挙運動用ポスター作成の契約届出書	第3号	②の写し、 ポスターの サンプル	町選管
②	選挙運動用ポスター作成契約書			
③	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	第6号		町選管
④	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	第9号		候補者
⑤	選挙運動用ポスター作成証明書	第12号		ポスター作成業者
⑥	請求書(ポスターの作成)	第15号	④・⑤・⑦	町長(町選管)
⑦	請求内訳書(ポスターの作成)	第15号(別紙)		

(4) 提出先及び提出期限一覧

	提出先	書類名	提出期限	
候補者	町選挙管理委員会	契約届出書(契約書の写しを添付)	契約締結後直ちに (立候補届前に契約した場合は、立候補届出後直ちに)	
		自動車燃料代 ビラ作成 ポスター作成	各確認申請書	上記契約届出後
	それぞれの業者	選挙運動用自動車 ビラ作成 ポスター作成	各証明書	使用(作成)実績の確定後
業者	町選挙管理委員会	請求書 請求内訳書 各証明書を添付 各確認書	選挙終了後	
町選管	各候補者	自動車燃料代 ビラ作成 ポスター作成	各確認書	申請後直ちに

2 各種様式の記入例

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

ハイヤー方式

令和〇年〇月〇日

棚倉町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年 〇月〇日	棚倉町大字棚倉字新町〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 八溝 山男	〇月〇日～ 〇月〇日	302,500 円	
		～	円	

2 1に掲げる契約以外の場合(前記1の場合は記載不要)

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自 動 車 の 借 入 れ	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	
燃 料 の 供 給	年 月 日		(自動車登録番号 又は車両番号)	円	
	年 月 日		(自動車登録番号 又は車両番号)	円	
運 転 手 の 雇 用	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記入してください。
- 3 燃料の供給に係る契約について単価契約を締結した場合には、「燃料の供給」の欄の「契約金額」には契約の単価に予定数量を乗じて得た額を、「備考」には契約の単価の金額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和〇年〇月〇日

棚倉町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
		～	円	
		～	円	

2 1に掲げる契約以外の場合(前記1の場合は記載不要)

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
借自 入動 れ車 の	令和〇年 〇月〇日	棚倉町大字棚倉字町裏〇〇番地 〇〇株式会社 代表 福島 三郎	〇月〇日～ 〇月〇日	82,500 円	
			～	円	
燃料 給 の	令和〇年 〇月〇日	棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地 有限会社〇〇〇 代表 久慈 川一	いわき〇〇 あ〇〇〇〇	円	単価契約 170円/ℓ
				円	
運 雇 用 手 の	令和〇年 〇月〇日	棚倉町大字棚倉字城跡〇〇番地 城跡 次郎	〇月〇日～ 〇月〇日	60,000 円	
			～	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記入してください。
- 3 燃料の供給に係る契約について単価契約を締結した場合には、「燃料の供給」の欄の「契約金額」には契約の単価に予定数量を乗じて得た額を、「備考」には契約の単価の金額を記載してください。

候補者 → 町選管

選挙運動用ビ

ラ

様式第2号(第2条関係)

選挙運動用ビラ作成の契約届出書

令和〇年〇月〇日

棚倉町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



下記のとおり選挙運動用ビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	棚倉町大字棚倉字北町〇〇番地 〇〇印刷所 北町 五郎	1,600 枚	17,600 円	
		枚	円	

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

候補者 → 町選管

選挙運動用ビ
ラ

第7号の2様式(第15条の2関係) ※本様式は棚倉町公職選挙等執行規程の様式です。

選挙運動用ビラ届出書			
ビラの種類の数		1 種類	
ビラに記載した内容	頒布責任者	住所	棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地
		氏名	棚倉 太郎
	印刷者	住所	棚倉町大字棚倉字北町〇〇番地
		氏名 法人の場合は名称	〇〇印刷所 北町 五郎
<p>令和〇年〇月〇日執行の棚倉町議会議員一般選挙において頒布する選挙運動のために使用するビラを上記のとおり届け出ます。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>棚倉町選挙管理委員会委員長</p> <p>候補者 住所 棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地 氏名 棚倉 太郎 印</p>			

注意 この届出書には、頒布しようとするビラのサンプルを添付すること。

候補者 → 町選管

選挙運動用ポ

スター

様式第3号(第2条関係)

選挙運動用ポスター作成の契約届出書

令和〇年〇月〇日

棚倉町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



下記のとおり選挙運動用ポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約期枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	棚倉町大字棚倉字新町〇〇番地 (有)〇〇印刷所 代表 新町一郎	50 枚	125,000 円	
		枚	円	

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

候補者 → 町選管

個別契約方式

(燃料)

様式第4号(第3条関係)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和〇年〇月〇日

棚倉町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎

棚倉

下記の選挙運動用自動車燃料代につき、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	令和〇年〇月〇日
2	(1) 氏名又は名称	有限会社〇〇〇
	(2) 住所	棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地
	(3) 法人の場合はその代表者の氏名	代表 久慈 川一
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	いわき〇〇 あ 〇〇〇〇
4	確認申請金額	5,115 円

左欄(前回までの累積金額(A) 購入金額)のうち、確認申請済みの金額を記入。

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累積金額(A)	0 円	0 円
今回の購入金額(B)	5,115 円	5,115 円
燃料代計(A)+(B)	5,115 円	5,115 円
備	2回目以降の申請の場合に記入。複数の業者と契約している場合は他の業者から受けた供給額も合算のうえ記入すること。	

確認申請可能な金額は、累積金額が限度額 38,500 円に到達するまで。

備考

- この申請書 1 ください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公 2 するためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運 3 動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番 号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」の欄には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してく 4 ださい。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には立候補届出をした日から 5 無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅 客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

候補者 → 町選管

選挙運動用ビ

ラ

様式第5号(第3条関係)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和〇年〇月〇日

棚倉町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	令和〇年〇月〇日	
2	契約の相手方	(1) 氏名又は名称	〇〇印刷所 北町 五郎
		(2) 住 所	棚倉町大字棚倉字北町〇〇番地
		(3) 法人の場合はその代表者の氏名	左欄(前回までの累積金額(A) 作成枚数)のうち、確認申請済みの枚数を記入。
3	確認申請枚数		1,600 枚

2回目以降の申請の場合に記入。		成 枚 数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	0 枚	0 枚	
今回の枚数 (B)	1,600 枚	1,600 枚	
枚数計 (A) + (B)	1,600 枚	1,600 枚	
備 考			

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに、別々に候補者から棚倉町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」の欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

候補者 → 町選管

選挙運動用ポ

スター

様式第6号(第3条関係)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和〇年〇月〇日

棚倉町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	令和〇年〇月〇日
2	(1) 氏名又は名称	有限会社〇〇印刷所
	(2) 住所	棚倉町大字棚倉字新町〇〇番地
	(3) 法人の場合はその代表者の氏名	代表 新町 一郎
3	確認申請枚数	左欄(前回までの累積金額(A)作成枚数)のうち、確認申請済みの枚数を記入。 46枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	0枚	0枚
今回の枚数(B)	50枚	46枚
枚数計(A)+(B)	50枚	46枚
備考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに、別々に候補者から棚倉町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について提出するためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

確認申請可能なのはポスター掲示場の数の分まで(46枚まで)

2回目以降の申請の場合に記入。

町選管 → 候補者

個別契約方式

(燃料)

様式第7号(第3条関係)

確認番号第 〇〇 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

棚倉町選挙管理委員会委員長 〇〇 〇〇

記



- 1 令和 〇 年 〇 月 〇 日執行 棚倉町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

いわき〇〇 あ 〇〇〇〇

- 4 確認金額 5,115 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるものは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、棚倉町に支払を請求することはできません。

町選管 → 候補者

選挙運動用ビ

ラ

様式第8号(第3条関係)

確認番号第 〇〇 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和 〇年 〇月 〇日

棚倉町選挙管理委員会委員長 〇〇 〇〇



記

- 1 令和 〇年 〇月 〇日執行 棚倉町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎
- 3 確認枚数 1,600 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、棚倉町に支払を請求することはできません。

町選管 → 候補者

選挙運動用ポ

スター

様式第9号(第3条関係)

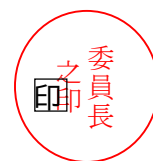
確認番号第 〇〇 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

棚倉町選挙管理委員会委員長 〇〇 〇〇



記

- 1 令和 〇 年 〇 月 〇 日執行 棚倉町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎
- 3 確認枚数 46 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、棚倉町に支払を請求することはできません。

候補者 → 契約業者

様式第10号(その1)(第5条関係)

ハイヤー方式

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日執行
棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎

棚倉印

記

運送等契約区分 (該当する番号に○)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	棚倉町大字棚倉字新町〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 八溝 山男		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
乗用自動車 いわき〇〇あ〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日	60,500円	※実際に使用した日ごとに(1日あたりの金額が同じでも)記載すること。
//	令和〇年〇月〇日	60,500円	
//	令和〇年〇月〇日	60,500円	
//	令和〇年〇月〇日	60,500円	
//	令和〇年〇月〇日	60,500円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」の欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、棚倉町に支払を請求することはできません。

候補者 → 契約業者等

様式第10号(その1)(第5条関係)

個別契約方式

(自動車借入)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



記

運送等契約区分 (該当する番号に○)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	棚倉町大字棚倉字町裏〇〇番地 〇〇株式会社 代表 福島 三郎		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
乗用自動車 いわき〇〇あ〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日	16,500円	※実際に使用した 日ごとに(1日あたり の金額が同じで も)記載すること。
//	令和〇年〇月〇日	16,500円	
//	令和〇年〇月〇日	16,500円	
//	令和〇年〇月〇日	16,500円	
//	令和〇年〇月〇日	16,500円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」の欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、棚倉町に支払を請求することはできません。

候補者 → 契約業者

個別契約方式

様式第10号(その2)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

(燃料)

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地 有限会社〇〇〇 代表 久慈 川一		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和〇年〇月〇日	いわき〇〇 あ〇〇〇〇	30 l	5,115 円	※実際に燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。
令和〇年〇月〇日	いわき〇〇 あ〇〇〇〇	30 l	5,115 円	
令和〇年〇月〇日	いわき〇〇 あ〇〇〇〇	40 l	6,800 円	
令和〇年〇月〇日	いわき〇〇 あ〇〇〇〇	40 l	6,800 円	
令和〇年〇月〇日	いわき〇〇 あ〇〇〇〇	15 l	2,550 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄、「燃料供給量」の欄及び「燃料供給金額」の欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

候補者 → 運転手

個別契約方式

(運転手)

様式第10号(その3)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



記

運 転 手	住 所	棚倉町大字棚倉字本城跡〇〇番地	
	氏 名	城跡 次郎	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
令和〇年〇月〇日	12,000 円	自動車1台	
令和〇年〇月〇日	12,000 円	自動車1台	
令和〇年〇月〇日	12,000 円	自動車1台	
令和〇年〇月〇日	12,000 円	自動車1台	
令和〇年〇月〇日	12,000 円	自動車1台	

※実際に雇用した日ごとに(1日あたりの金額が同じでも)記載すること。

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、棚倉町に支払を請求することはできません。

候補者 → 契約業者

選挙運動用ビ

ラ

様式第11号(第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日執行
棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



記

ビラ作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	氏名又は 名 称	〇〇印刷所 北町 五郎
	住 所	棚倉町大字棚倉字北町〇〇番地
	法人の代表 者の氏名	
作 成 枚 数	1,600 枚	
作 成 金 額	17,600 円	
備 考		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 町村長 枚数5,000枚、町村議会議員 枚数1,600枚
 - 限度額=7円51銭(単価)×(1)の枚数のうち確認された作成枚数

候補者 → 契約業者

選挙運動用ポ

スター

様式第12号(第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日執行

棚倉町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎



記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称	有限会社〇〇印刷所
	住所	棚倉町大字棚倉字新町〇〇番地
	法人の代表者の氏名	代表 新町 一郎
作成枚数	50 枚	
作成金額	125,000 円	
当該選挙区におけるポスター掲示場数	46 箇所	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、棚倉町に支払を請求することができません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数
 - 限度額=下記の算定式による単価×(1)の枚数のうち確認された作成枚数

【単価算定式】

$$(110 \text{円} \times \text{当該選挙区におけるポスター掲示場数} + 100,000 \text{円}) \div \text{当該選挙区におけるポスター掲示場数}$$
- 4における限度額の単価に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

契約業者 → 町選管

ハイヤー方式

様式第13号(第6条関係)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和〇年〇月〇日

棚倉町長

住所(所在地) 棚倉町大字棚倉字新町〇〇番地

氏名又は名称 〇〇株式会社

代表取締役 八溝 山男

代表者
之印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記載する)

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 302,500 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和〇年〇月〇日執行 棚倉町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	〇〇(カ ダイヒョウトリシマリヤク ヤミゾ ヤマオ		
口座名	〇〇株式会社 代表取締役 八溝 山男		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

請求内訳書

〔一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
により選挙運動用自動車を使用した場合〕

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎

使用年月日	運送金額(A)	基準限度額(B)	請求金額	備考
令和0年0月0日	60,500円×1台 = 60,500円	64,500円×1台 = 64,500円	60,500円	
令和0年0月0日	60,500円×1台 = 60,500円	64,500円×1台 = 64,500円	60,500円	
令和0年0月0日	60,500円×1台 = 60,500円	64,500円×1台 = 64,500円	60,500円	
令和0年0月0日	60,500円×1台 = 60,500円	64,500円×1台 = 64,500円	60,500円	
令和0年0月0日	60,500円×1台 = 60,500円	64,500円×1台 = 64,500円	60,500円	
計			302,500円	

備考 「請求金額」欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の額を記載してください。

様式第13号(第6条関係)

契約業者等 → 町選管

個別契約方式

(自動車借入)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和〇年〇月〇日

棚倉町長

住所(所在地) 棚倉町大字棚倉字町裏〇〇番地

氏名又は名称 〇〇株式会社

代表 福島 三郎

(法人にあっては、その代表者の氏名も記載する)



棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 **80,500 円**
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和〇年〇月〇日執行 棚倉町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名) **棚倉 太郎**
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	〇〇(カ ダイヒョウ フクシマ サブロウ		
口座名	〇〇株式会社 代表 福島 三郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙)その2

契約業者等 → 町選管

個別契約方式

(自動車借入)

請求内訳書

一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約
により選挙運動用自動車を使用した場合

候補者氏名 (※戸籍名) 棚倉 太郎

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額(A)	基準限度額(B)	請求金額	備考
令和0年0月0日	16,500円×1台 = 16,500円	16,100円×1台 =16,100円	16,100円	
令和0年0月0日	16,500円×1台 = 16,500円	16,100円×1台 =16,100円	16,100円	
令和0年0月0日	16,500円×1台 = 16,500円	16,100円×1台 =16,100円	16,100円	
令和0年0月0日	16,500円×1台 = 16,500円	16,100円×1台 =16,100円	16,100円	
令和0年0月0日	16,500円×1台 = 16,500円	16,100円×1台 =16,100円	16,100円	
計			80,500円	

備考 「請求金額」欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の額を記載してください。

契約業者 → 町選管

様式第13号(第6条関係)

個別契約方式

(燃料)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和〇年〇月〇日

棚倉町長

住所(所在地) 棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地

氏名又は名称 有限会社〇〇〇

代表 久慈 川一

代表者
之印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 26,380 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和〇年〇月〇日執行 棚倉町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎
- 5 振 込 先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	ユ)〇〇 ダイヒョウ クジ カワイチ		
口座名	有限会社〇〇〇 代表 久慈 川一		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

契約業者 → 町選管

個別契約方式

(燃料)

(別紙) その2

請求内訳書

〔 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約
により選挙運動用自動車を使用した場合 〕

候補者氏名 (※戸籍名) 棚倉 太郎

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和0年0月0日	いわき00 あ0000	170 円×30 ℓ = 5,115 円	基準限度額は 7,700 円×5日 = 38,500 円	26,380円	販売金額が基準限度額を超える場合は、基準限度額を記載すること。
令和0年0月0日	いわき00 あ0000	170 円×30 ℓ = 5,115 円			
令和0年0月0日	いわき00 あ0000	170 円×40 ℓ = 6,800 円			
令和0年0月0日	いわき00 あ0000	170 円×40 ℓ = 6,800 円			
令和0年0月0日	いわき00 あ0000	170 円×15 ℓ = 2,550 円			
計		26,380 円			

備考

- 「基準限度額 (B)」の「計」には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、「販売金額 (A)」の欄の「計」と「基準限度額 (B)」の欄の「計」とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄及び「販売金額 (A)」の欄は、燃料の販売年月日ごとに記載してください。

運転手 → 町選管

様式第13号(第6条関係)

個別契約方式

(運転手)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

棚倉町長

請求できるのは
「運転手」

令和〇年〇月〇日

住所(所在地) 棚倉町大字棚倉字城跡〇〇番地

氏名又は名称 城跡 次郎

城跡

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 60,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和〇年〇月〇日執行 棚倉町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	ハタダ ジロウ		
口座名	城跡 次郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

運転手 → 町選管

個別契約方式

(運転手)

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

〔 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約
により選挙運動用自動車を使用した場合 〕

候補者氏名 (※戸籍名) 棚倉 太郎

(3) 運 転 手

雇用年月日	報 酬 (A)	基準限度額(B)	請 求 金 額	備 考
令和0年0月0日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和0年0月0日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和0年0月0日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和0年0月0日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和0年0月0日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
計			60,000円	

備考 「請求金額」欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の額を記載してください。

様式第14号(第6条関係)

令和〇年〇月〇日

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

棚倉町長

住所(所在地) 棚倉町大字棚倉字北町〇〇番地

氏名又は名称 〇〇印刷所 北町 五郎

代表者
の印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 12,016 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和〇年〇月〇日執行 棚倉町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	キタマチ ゴロウ		
口座名	北町 五郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

契約業者 → 町選管

選挙運動用ビラ

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)	単価 (C)	枚数 (D)	金額 (C)×(D)	単価 (E)	枚数 (F)	金額 (E)×(F)	
11円	1,600 枚	17,600 円	円 7.51	1,600 枚	12,016 円	7.5 1 円	1,600 枚	12,016 円	

備考

- 1 (D) 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (E) の欄には、(A) 欄と (C) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (F) の欄には、(B) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 4 (E) × (F) の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

以下の数字を記載すること。

○町長選挙の場合

5,000 枚、37,550 円

○議員選挙の場合

1,600 枚、12,016 円

契約業者 → 町選管

選挙運動用ポスター

様式第15号(第6条関係)

令和〇年〇月〇日

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

棚倉町長

住所(所在地) 棚倉町大字棚倉字新町〇〇番地

氏名又は名称 (有)〇〇印刷所 代表 新町一郎

代表者
之印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 105,064 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和〇年〇月〇日執行 棚倉町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	ユウ)〇〇インサツジョ ダイヒョウ シンマチ イチロウ		
口座名	(有)〇〇印刷所 代表 新町 一郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、棚倉町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名(※戸籍名) 棚倉 太郎

選挙区における ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B)	単価 (C)	枚数 (D)	金額 (C) × (D)	単価 (E)	枚数 (F)	金額 (E) × (F)	
46箇所	2,500 円	50 枚	125,000 円	2,284 円	46 枚	105,064 円	2,284 円	46 枚	105,064 円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 「単価 (C)」の欄には、下記のの算定式による金額を記載してください。

【単価算定式】

(110円×選挙区におけるポスター掲示場数+100,000円)÷選挙区におけるポスター掲示場数⇒**2,284円**

- 「単価 (C)」の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。
- 「枚数 (D)」の欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 「単価 (E)」の欄には、(A) と (C) とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 「枚数 (F)」の欄には、(B) と (D) とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- (E) × (F) の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

この数字を記載すること。

請求金額の算出方法は以下のとおり。

- ① 「契約単価」と「基準限度額欄の単価」(単価上限 2,284 円)を比較して請求単価を決定する。
○契約単価 > 2,284 円の場合は、2,284 円が請求単価となる。
○契約単価 < 2,284 円の場合は、契約単価が請求単価となる。
※上記例の場合は、2,284 円となる。
- ② ①で決定した請求単価に、実際に作成した枚数を乗じる。作成した枚数が上限枚数(46枚)を超える場合は、46を乗じる。
※上記例の場合は、2,284 円×46となる。

3 契約書の作成例

(選挙運動用自動車:ハイヤー方式) (※印紙税における「運送に関する契約書」に該当)

選挙運動用自動車運送契約書

棚倉 太郎 (以下甲という。)と 〇〇株式会社 代表取締役 福島 三郎 (以下乙という。)は、棚倉町議会議員一般選挙における公職選挙法第 141 条の規定による選挙運動用自動車の運送について、下記のとおり契約を締結する。

1 種類及び登録番号

自動車の種類 乗用自動車
 自動車の登録番号 いわき〇〇あ〇〇〇〇

2 使用期間

令和 〇 年 〇 月 〇 日 から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで
 ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

3 契約金額

金 302,500 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 27,500円)
 (内訳 1日つき 60,500 円)

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に使用日数を乗じて得た額とする。

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年棚倉町条例第1号)の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が3に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

甲 棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地
棚倉 太郎

棚倉

乙 棚倉町大字棚倉字新町〇〇番地
〇〇株式会社 代表取締役 八溝 山男

社判

代表者
 之印

契約書参考様式2

(選挙運動用自動車:個別契約方式 自動車の借入)

選挙運動用自動車賃貸借契約書

棚倉 太郎 (以下甲という。)と **〇〇株式会社 代表 福島 三郎**
(以下乙という。)は、棚倉町議会議員一般選挙における公職選挙法第 141 条の規定よ
る選挙運動用自動車の賃貸借について、下記のとおり契約を締結する。

1 種類及び登録番号

自動車の種類 乗用自動車
自動車の登録番号 いわき〇〇あ〇〇〇〇

2 使用期間

令和 〇 年 〇 月 〇 日 から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

3 契約金額

金 82,500 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,500円)
(内訳 1日つき 16,500 円)

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に使用日数を乗じて得た額とす
る。

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙に
おける選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年棚倉町条例第1号)の規定に基づき
棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が3に定める契約金額に満たない場合は、
甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に
対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自1通を
所持するものとする。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

甲 棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地
棚倉 太郎

棚
倉

乙 棚倉町大字棚倉字町裏〇〇番地
〇〇株式会社 代表 福島 三郎
社判

代
表
者
之
印

契約書参考様式3

(選挙運動用自動車:個別契約方式 燃料供給)

選挙運動用自動車燃料供給契約書

棚倉 太郎 (以下甲という。)と 有限会社〇〇〇 代表 久慈 川一 (以下乙という。)は、棚倉町議会議員一般選挙における公職選挙法第 141 条の規定による選挙運動用自動車の燃料供給について、下記のとおり契約を締結する。

1 供給を受ける自動車の自動車登録番号 いわき〇〇あ〇〇〇〇

2 供給を受ける場所 棚倉町大字〇〇字〇〇■△番地〇〇

3 供給期間

令和 〇 年 〇 月 〇 日 から 令和 〇 年 〇 月 〇 日 まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、供給期間を短縮することができる。

4 契約金額

単価 1 リットル当たり 170.00円 (税込) とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (令和 3 年棚倉町条例第 1 号) の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が 4 に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

甲 棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地

棚倉 太郎

棚倉

乙 棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地

有限会社〇〇〇 代表 久慈 川一

代表者
之印

社判

契約書参考様式4

(選挙運動用自動車:個別契約方式 運転手雇用)

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

棚倉 太郎 (以下甲という。)と **城跡 次郎** (以下乙という。)は、棚倉町議会議員一般選挙における公職選挙法第 141 条の規定による選挙運動用自動車の運転手の雇用について、下記のとおり契約を締結する。

契約相手方は法人ではなく「運転手個人」になる。

1 運転する期間

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、雇用期間を短縮することができる。

2 契約金額

金 60,000 円 (税込)

(内訳 1日つき 12,000 円 (税込) × 5日間)

ただし、1のただし書に該当するときは、1日の単価に使用日数を乗じて得た額とする。

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年棚倉町条例第1号)の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が2に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

甲 **棚倉町大字棚倉字水白田○○番地**
棚倉 太郎

棚倉

乙 **棚倉町大字棚倉字本城跡○○番地**
城跡 次郎

城跡

選挙運動用ビラ作成契約書

棚倉 太郎 (以下甲という。) と ○○印刷所 北町 五郎 (以下乙という。) は、棚倉町議会議員一般選挙における公職選挙法第 142 条の規定による選挙運動用ビラの作成について、下記のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第 142 条の規定による選挙運動用ビラ
- 作成枚数 1, 600 枚
- 契約金額
金 17, 600 円 (税込)
(内訳 単価 11円 (税込) × 1, 600枚)
- 納入期限 令和 〇 年 〇 月 〇 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (令和 3 年棚倉町条例第 1 号) の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が 3 に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

甲 棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地
棚倉 太郎

棚倉

乙 棚倉町大字棚倉字北町〇〇番地
○○印刷所 北町 五郎

社判

代表者
之印

選挙運動用ポスター作成契約書

棚倉 太郎 (以下甲という。)と (有)〇〇印刷所 代表 新町一郎 (以下乙という。)は、棚倉町議会議員一般選挙における公職選挙法第 143 条の規定による選挙運動用ポスターの作成について、下記のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第 143 条の規定による選挙運動用ポスター

2 作成枚数 50 枚

3 契約金額

金 125,000 円 (税込)

(内訳 単価 2,500円 (税込) × 50枚)

4 納入期限 令和 〇 年 〇 月 〇 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年棚倉町条例第1号)の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が3に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

甲 棚倉町大字棚倉字水白田〇〇番地

棚倉 太郎

棚倉

乙 棚倉町大字棚倉字新町〇〇番地

(有)〇〇印刷所 代表 新町一郎

社判

代表者
之印